

アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 配慮市長意見（案）

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映し周辺環境への影響を少なくするとともに、脱炭素化社会に貢献する事業となるよう、廃棄物発電による余剰電力の有効活用を着実に進めてください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

配慮指針に掲げられている配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(1) 【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p>【計画地の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域で、周辺には製造業、物流関連企業の建物が多く、隣接地では横浜市東部方面斎場の建設が予定されており、計画地の南側に神奈川産業道路が通っている。 <p>【施設配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物を南側に配置することで、排気筒（煙突）の存在による圧迫感を低減させ、周辺建物との調和と神奈川産業道路側からの景観に配慮する。 <p>【生物の生息生育環境等の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変はありません。 ・神奈川産業道路に沿う緑地帯との連続性を持たせる緑地計画を検討する。 <p>【温室効果ガスの抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用し発電を行うことで、発電量に相当する二酸化炭素の削減を行う。 ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、脱炭素化社会に貢献する事業を目指す。 	なし
<p>(2) 【環境資源等の現況把握】</p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p>【現況把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について、情報を収集した。 ・計画地及びその周辺の気象、地質、河川、植物といった自然環境、人口や土地利用、交通状況、公共等施設、文化財と環境に関わる状況や災害等についての現況把握を行った。 ・調査対象地域は、計画地が位置する横浜市鶴見区、隣接する神奈川区を対象とした。 	なし
<p>(3) 【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p>【工法・工程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な工法や工程等を検討する。建築基準法を遵守し、耐震安全性に基づく設計、建設を行う。 ・解体の際は、養生や囲い、散水にて、飛散防止や粉じん対策を行い、工事車両のタイヤ洗浄等により周辺道路の汚れ防止に努め、解体物の搬出時における飛散防止にも配慮する。 ・法令等に基づいてアスベスト建材の調査を行い、必要に応じた対処を行う。 ・土壌汚染対策法に定める手続きや必要な事前調査を行い、調査の結果、土壌汚染が確認された場合は、同法に定める必要に応じた対策を講じる。 <p>【市民への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前説明や工事看板の設置等を通じて、住民や近隣企業への情報提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RC造の既存工場を2棟解体することから、工事中の騒音対策については、低騒音型の建設機械の採用や集中稼働を避ける等の音源対策に加えて、防音パネルを設置するなどの防音対策も検討してください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(4)【環境形成に関する法令等の遵守】 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	【法令等の遵守】 ・環境に関連する法令及び条例、指針等に従い、環境負荷の低減を行う。 【大気環境】 ・焼却施設には排ガス処理設備を設置すると共に、運転管理や設備点検を充実させ大気環境への影響低減を図る。 【緑化】 ・「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく緑化率15%以上の緑化を行う。緑地面積は、現在の2,266.66m ² から、約2,292m ² を計画する。緑化率は15.36%とする。 ・設計を通じ、可能な限りの拡張を検討する。	なし
(5)【グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出】 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図る。	○	【グリーンインフラの保全と活用】 ・計画地の緑地維持と保全、可能な限りの拡張を検討する。 ・計画地南側の緑地については、神奈川産業道路の緑地帯との連続性を持たせるような植栽の検討も行い、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成を図る。	なし
(6)【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】 建物屋上や壁面、調整池などの工作物や、緩衝帯などの敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	【緑化】 ・現存する植栽は、可能な限り維持し、引き続き生育と表土の保全に努める。 ・新設する保管倉庫の屋根の一部は、屋上緑化を計画する。 ・「横浜市環境管理計画」や京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に掲げられる取組方針や具体的取組を理解し、様々な緑化技術や事例を参考に良好な緑地づくりを行う。	なし
(7)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用にも努める。	○	【エネルギーの活用】 ・リサイクルに不適な廃棄物等を熱源に、燃焼により生じる廃熱を利用した廃棄物発電を行う。 ・発電した電力は、施設の稼働を含む計画地の電力に利用する。 ・余剰電力は売電或いは地域利用など有効活用する。 【エネルギー使用の合理化】 ・採用する設備機器においても、高効率電動機やLED照明等の省エネルギー型機器を導入する。	・計画している廃棄物発電については、廃棄物の焼却に伴い生じるエネルギーをより有効利用するため、高い発電効率となるよう努めてください。
(8)【低炭素電気を選択、グリーン購入】 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	【低炭素電気を選択】 ・焼却施設の点検や整備に伴い発電を停止している間の電力供給においては、二酸化炭素排出係数の低い電力を調達するように努める。 【グリーン購入】 ・建設資材、事業に伴い購入する消耗品等においては、グリーン購入に努める。	なし
(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】 次世代自動車の積極的な導入、充電器等のインフラ整備、公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	【公共交通等の利用促進】 ・通勤は公共交通機関利用の促進のため、社員用バスによる乗り合いを行っている。 【エコ運転等】 ・車両通勤者へのエコ運転や、待機車両へのアイドリングストップの指導も行っている。 【電気自動車の導入等】 ・社用車や計画地で使用するフォークリフトはEV車の導入を率先する。 ・計画地近隣で水素充填が可能になった際は、FC車の導入等も検討する。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(10) 【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制】 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	【温室効果ガスの抑制】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事や解体に用いる車両は低公害車、建設機械は低燃費型を極力採用する。 ・設備は、長寿命化を考慮した設計や材質選定、腐食劣化を遅延させるための塗膜、断熱構造を採用し、ライフサイクルの延命をする。 ・運用においても、日常及び定期の点検・整備を行い、適切な維持管理をする。 	なし
(11) 【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	【排熱抑制】 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、適所に断熱施工を採用することで、放熱を低減させる。 ・建物は空調、給湯設備においても省エネ設備を導入する。 【緑化】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の緑化面積の確保、植栽の維持や保全を行い、また、屋上緑化も採用する。 	なし
(12) 【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	【周辺環境との調和】 <ul style="list-style-type: none"> ・建物を南側に配置することで、排気筒（煙突）の存在による圧迫感を低減させることにより、神奈川産業道路からの景観への配慮と、周囲の建物外観や高さとの調和を図る。 ・建物色彩は、「みなと色彩計画」に定める配色基準に従い、神奈川産業道路からの眺望に配慮する。 ・排気筒（煙突）からの白煙（水蒸気）については、周辺景観への配慮とし、排ガスの再加熱による白煙抑制を行う。 	なし
(13) 【火災、爆発等の発生防止】 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。	○	【火災】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに消防法、消防指導事項等を遵守し、消火設備、保有空地の確保を確実に行う。 ・従業員への防災教育、訓練を計画的に実施し、防災意識高揚のための啓発も図る。 ・焼却施設には感震計を設置し、緊急対応が必要な地震検知において、稼働機器を安全に自動停止する機能を設ける。 ・地震発生時、発生後の対応における社員教育を実施する。 ・受け入れる廃棄物は排出事業者より性状、数量、荷姿等の事前情報を取得し、必要によりサンプル分析を行った後に契約を交わし受け入れる。受入時には契約条件と現物の確認もを行い、火災、爆発等事故発生を防止する。 【浸水】 <ul style="list-style-type: none"> ・供給棟はスロープを設けることで、廃棄物ピットが浸水しない高さまで嵩上げする。 ・受電設備や電気室、機械室は、建物上階に設置する計画とし、蒸気タービンや発電機、廃熱ボイラ、減温設備、集塵設備など重要な機器、設備は、浸水しない高さに、基礎や架構を設ける。 ・新設する建物や倉庫の出入口やシャッターには、脱着式止水板や止水シートの設置が可能となる設計を採用し、浸水対策を講じる。 【液状化等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング調査を行い、地盤状況を把握し、不等沈下や側方流動の可能性も考慮する。 ・焼却施設で使用する液体薬剤については、防液堤等を設け漏洩対策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の受け入れ管理計画を着実に実施するとともに、保管については、廃棄物が堆積することによる火災等の災害や生活環境保全上の支障の可能性に留意して保管量や保管方法を計画し、適切な運用を図ってください。また、廃棄物ピットにおける火災対策として、より有効な設備の導入を検討してください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(14) 【低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置】</p> <p>最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。</p>	<p>○</p>	<p>【大気汚染物質に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定める排ガス規制の遵守並びに可能な限りの濃度低減を図る。 ・燃焼室は、高温域を2秒以上確保できる領域とし、バーナーにより850℃未満に下回らないよう自動管理を行う。 ・排ガス処理施設は、複合的な設備を採用し、大気環境への影響を低減する。 <ul style="list-style-type: none"> ばいじん除去（バグフィルタ＋サイクロン） 脱硫脱塩（高反応消石灰＋アルカリ薬剤） 脱硝（触媒反応） ダイオキシン類除去（活性炭吸着＋触媒反応） 水銀除去（活性炭吸着） ・排ガス計による硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、酸素濃度の常時監視を行う。 ・脱硫脱塩・脱硝に用いる薬剤供給量は、排ガス計に連動した自動制御を行い、活性炭噴霧量は、安全率を加味した供給量を固定噴霧する。 ・排ガス処理設備の性能を維持するための点検や整備を行い、環境への影響低減を図る。 ・従業員への運転教育、熟練者による指導や育成を行い、安定した運転管理が行える組織体制も構築する。 <p>【排水に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設から排水されるボイラ水や機器冷却水は、再利用水タンクに貯留し、減温設備にて蒸発させるため、放流することはない。 ・洗車排水や床清掃排水は、全て汚水槽で回収し、焼却処理する。 ・休炉中に排水が発生した場合は、汚水タンクに貯留し、稼働後に焼却処理、もしくは外部の処理業者に委託する。 ・生活排水は、合併浄化槽で処理した後、排水口より公共用水域（大黒運河）に放流する。 ・建物屋根の雨水は、排水口より公共用水域（大黒運河）に放流する。 ・防油堤や側溝には集水柵や止水バルブを設置し、非常時に汚水を回収できるようにする。 ・防油堤や集水柵等の雨水は、油水分離槽を通して、排水口より公共用水域（大黒運河）に放流する。 ・雨水を放流する排水口の前には、最終監視柵を設け、pH値・導電率の常時監視を行う。 ・用水は上水と工業用水を利用し、地下水の汲み上げは行わない。 <p>【騒音・振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン、復水ファン、送風機、ポンプ等は、防音・防振対策を講じる。 ・蒸気タービンや誘引送風機、空気圧縮機は建屋内に設置する。 ・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、騒音・振動の規制基準を遵守する。 ・日常及び定期の点検・整備等を実施し、異音等が発生しないように設備の適切な維持及び安全確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却する廃棄物の種類が多く、種類により熱量や大気汚染物質の濃度が大きく変動すると考えられるため、廃棄物の燃焼管理を十分に行い、発生する大気汚染物質の低減を図ってください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(前ページ参照)	○	【地下浸透防止対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の保管場所の床面は、コンクリート構造とする。 ・ 地下浸透禁止物質の保管場所には、床面に樹脂によるコーティングやステンレス製の板などを設置し、漏洩時の地下浸透防止策を講じる。 ・ 廃油や廃液の保管タンクは、防油堤や防液堤を設け、漏洩を防止する。 ・ 処理後の燃え殻（主灰）やばいじん（飛灰）の保管については、コンテナ等に貯留し、屋内で管理する。 【悪臭対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物ピットの入口にシャッターを設け、廃棄物ピット周辺の空気は、焼却施設の燃焼室に吸引し、高温焼却することで無害化する。 ・ 屋外に保管する廃棄物は、密閉式の容器に収めて保管する。 ・ 感染性産業廃棄物については、基本的に搬入後即日処理するが、保管が必要な場合は、保冷設備内に保管する。 	(前ページ参照)
(15) 【ばい煙排出量を極力現状以下】 ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	【ばい煙】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設の更新、増設は行わない。 	なし
(16) 【排水汚濁物質排出量を極力現状以下】 排水を排出する施設の更新あるいは増設する場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量（年間排出量）を極力現状以下にする。	×	【排水】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水を排出する施設の更新、増設は行わない。 	なし
(17) 【最終処分場のレクリエーション施設等の設置】 最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行うよう努める。	×	【土地利用】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分場を設置する事業は含まないため、非選定とする。 	なし
(18) 【廃棄物の発生抑制等】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	【廃棄物の発生抑制等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃え殻（主灰）は10%未満の熱灼率で管理し、発生抑制に努める。 ・ 燃え殻（主灰）に混入する鉄スクラップ類は、磁力選別にて除去し、また再生利用（セメント原料等）の検討も行うことで、最終処分（埋立）量の抑制を図る。 ・ ばいじん（飛灰）は、加水による飛散防止、薬剤による不溶化処理を行い、最終処分（埋立）場に搬出する。 ・ 燃え殻（主灰）やばいじん（飛灰）の保管は屋内で行い、雨風による飛散防止対策を講じる。 ・ 解体や建設工事により発生する廃棄物においては、分別の徹底を行い、発生抑制、処分量の削減、再使用及び再生利用の促進を図る。 	なし

環境情報提供書の概要【総数〇件】	なし
------------------	----